

令和5年第6回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和5年6月21日(水)

午前10時開会

市役所3階305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 議案第37号 京田辺市学校教育審議会運営規則の一部改正について
- 5 日程第3 議案第38号 京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則の一部改正について
- 6 日程第4 報告第12号 第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく聖愛幼稚園との連携協定の締結について
- 7 日程第5 議案第39号 京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について
- 8 日程第6 議案第40号 京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
- 9 日程第7 議案第41号 京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について
- 10 閉会宣告

令和5年第6回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R05/05/18 ~ R05/06/21

1. 教育行政報告

5月

20日 (土)	令和5年度大住隼人舞保存会総会	北部住民センター
21日 (日)	第24回京田辺市陸上競技大会	山城総合運動公園
22日 (月)	ツアーオブジャパン2023京都ステージ 令和5年度山城地方教育委員会連絡協議会 教育長部会・委員部会合同研修会	京田辺市・精華町 社会福祉センター
24日 (水)	市議会臨時会本会議 (議長選挙 等)	議場
26日 (金)	令和5年度京都府都市教育長協議会 ・臨時経営会議	舞鶴市 305会議室
28日 (日)	水防訓練	田辺東小
30日 (火)	令和5年度京田辺市区・自治会長連絡協議会総会	コミュニティホール
31日 (水)	令和5年度京田辺市平和都市推進協議会 令和5年度京都府市町村教育委員会連合会 定期総会・研修会	305会議室 府総合教育センター

6月

1日 (木)	経営会議	305会議室
9日 (金)	社会教育委員会議 市議会本会議 (議案上程、施政方針演説ほか)	305会議室 議場
13日 (火)	山城教育局指導主事計画訪問	培良中
14日 (水)	京田辺学校教育研究会開講式	中央公民館
15日 (木)	NPO法人京田辺市スポーツ協会通常総会	コミュニティホール
17日 (土)	田辺小学校創立150周年記念式典	田辺小
18日 (日)	春季地域スポーツ大会 (大住・田辺)	大住中・田辺中央体育館
19日 (月)	京田辺市人権教育研究会代表者会	社会福祉センター
20日 (火)	市議会本会議 (代表質問)	議場
21日 (水)	令和5年第6回京田辺市教育委員会定例会	305会議室

議案第37号

京田辺市学校教育審議会運営規則の一部改正について

京田辺市学校教育審議会運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和5年6月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市学校教育審議会委員の構成について変更を行うため、提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市学校教育審議会運営規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市学校教育審議会運営規則（令和3年京田辺市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2） 地域を代表する者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市学校教育審議会運営規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(審議会の委員)</p> <p>第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 地域を代表する者</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(審議会の委員)</p> <p>第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 京田辺市協働のまちづくり推進協議会委員</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>委員構成の変更</p>

○京田辺市学校教育審議会運営規則

令和3年3月30日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第10条の規定に基づき、京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 京田辺市協働のまちづくり推進協議会委員
- (3) 京田辺市PTA連絡協議会委員
- (4) 京田辺市立小・中学校長
- (5) 京田辺市立小・中学校教頭
- (6) 京田辺市民生児童委員協議会委員
- (7) 公募による者
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第4条 会長は、会議ごとに次に掲げる事項について会議録を作成するものとする。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録を公開することについては、前条の規定に準じる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第38号

京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則の一部改正について

京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和5年6月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の構成を変更するため、所要の改正を行うことについて、提案するものである。

京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則の一部改正について

1 京田辺市いじめ防止対策推進委員会

京田辺市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地からの審議を行うことを目的に設置。

また、いじめによる重大事態が発生した場合は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

2 改正概要

委員は、弁護士や学識経験者、臨床心理士等で構成しているが、うち「臨床心理士」について、心理職の国家資格として公認心理師が設けられていることから、「公認心理師又は臨床心理士」とする。

3 施行日

令和5年7月1日から施行する。

京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則（案）

京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則（平成26年京田辺市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

（3） 公認心理師又は臨床心理士

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(委員の構成)</p> <p>第2条 委員の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) 公認心理師又は臨床心理士</u></p> <p>(4) 及び (5) (略)</p>	<p>(委員の構成)</p> <p>第2条 委員の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) 臨床心理士</u></p> <p>(4) 及び (5) (略)</p>	<p>委員構成の変更</p>

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例(平成26年京田辺市条例第23号)第6条の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士
- (2) 教育に関する学識経験を有する者
- (3) 臨床心理士
- (4) 福祉・人権に関する有識者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定による重大事態に係る調査を行う場合において、当該重大事態に関係する委員は、その議事に参与することができない。

5 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公認心理師法概要

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務（違反者には罰則）
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

報告第12号

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく聖愛幼稚園との連携協定の締結について

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく聖愛幼稚園との連携協定の締結について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく聖愛幼稚園との連携協定の締結について、報告するものである。

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく 聖愛幼稚園との連携協定の締結について

令和3年7月に策定した「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」（以下「計画」という。）においては、市立幼稚園・保育所の統合等の方針に関して、老朽化が著しいものの、施設整備が困難な園については、統合その他の対策を進めることとされています。

1 田辺幼稚園の休園について

昭和46年に開園した田辺幼稚園は、主要な園舎が耐震基準を満たしておらず、計画期間内に建築後50年を経過します。

敷地や敷地周辺に仮設園舎を設置する余裕がないなど、現在地で改築等の施設整備を行い、園児にとって安全・安心な施設環境を確保することは困難です。

このため、田辺幼稚園は、計画どおり令和6年度から3歳児の園児募集を停止し、令和8年度から休園します。

2 聖愛幼稚園との連携協定の締結について

(1) 聖愛幼稚園における幼児受入れ

田辺小学校区内の幼稚園児については、聖愛幼稚園との幼児受入れに係る連携協定の締結により、保護者が希望すれば聖愛幼稚園で優先的に受け入れるものとします。

なお、令和4年第9回京田辺市教育委員会定例会において、田辺幼稚園の休園に伴う校区の取扱いについて、ご説明させていただいておりますが、保護者が田辺小学校区以外の市立幼稚園・こども園への入園を希望される場合には、当該入園希望園への入園許可を行えるよう、市において受入れ体制の整備を図ります。

(2) 連携協定の主な内容

- ・ 田辺小学校区内の幼児の優先的な受入れ
- ・ 市の幼小接続カリキュラムを反映した小学校教育との接続、連携
- ・ 特別支援教育の実施
- ・ 子育て支援事業の実施
- ・ 市と同様の預かり保育の実施
- ・ 連携協定の実施に伴う聖愛幼稚園への運営支援

(3) 締結日（予定）

令和5年7月頃

3 周知方法等

令和6年度園児募集の案内（広報京たなべ8月号・市ホームページ）において、市民へ周知します。

なお、計画についても、引き続き市ホームページ等により市民へ周知します。

報告第12号

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく聖愛幼稚園との連携協定の締結について

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく聖愛幼稚園との連携協定の締結について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく聖愛幼稚園との連携協定の締結について、報告するものである。

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づく 聖愛幼稚園との連携協定の締結について

令和3年7月に策定した「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」(以下「計画」という。)においては、市立幼稚園・保育所の統合等の方針に関して、老朽化が著しいものの、施設整備が困難な園については、統合その他の対策を進めることとされています。

1 田辺幼稚園の休園について

昭和46年に開園した田辺幼稚園は、主要な園舎が耐震基準を満たしておらず、計画期間内に建築後50年を経過します。

敷地や敷地周辺に仮設園舎を設置する余裕がないなど、現在地で改築等の施設整備を行い、園児にとって安全・安心な施設環境を確保することは困難です。

このため、田辺幼稚園は、計画どおり令和6年度から3歳児の園児募集を停止し、令和8年度から休園します。

2 聖愛幼稚園との連携協定の締結について

(1) 聖愛幼稚園における幼児受入れ

田辺小学校区内の幼稚園児については、聖愛幼稚園との幼児受入れに係る連携協定の締結により、保護者が希望すれば聖愛幼稚園で優先的に受け入れるものとします。

なお、令和4年第9回京田辺市教育委員会定例会において、田辺幼稚園の休園に伴う校区の取扱いについて、ご説明させていただいておりますが、保護者が田辺小学校区以外の市立幼稚園・こども園への入園を希望される場合には、当該入園希望園への入園許可を行えるよう、市において受入れ体制の整備を図ります。

(2) 連携協定の主な内容

- ・ 田辺小学校区内の幼児の優先的な受入れ
- ・ 市の幼小接続カリキュラムを反映した小学校教育との接続、連携
- ・ 特別支援教育の実施
- ・ 子育て支援事業の実施
- ・ 市と同様の預かり保育の実施
- ・ 連携協定の実施に伴う聖愛幼稚園への運営支援

(3) 締結日(予定)

令和5年7月頃

3 周知方法等

令和6年度園児募集の案内(広報京たなべ8月号・市ホームページ)において、市民へ周知します。

なお、計画についても、引き続き市ホームページ等により市民へ周知します。

議案第39号

京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について

京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第3条の規定により、京田辺市学校教育審議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年6月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市学校教育審議会委員の任期が令和5年6月28日付けで満了となることから、別紙の者に委嘱するため、提案するものである。

任期は令和5年6月29日から令和7年6月28日まで。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学識経験を有する者	沖田 行司	びわこ学院大学学長
学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学元教授
地域を代表する者	村山 久昭	京田辺市区・自治会長連絡協議会委員
京田辺市PTA連絡協議会委員	奥出 芽由	京田辺市立松井ヶ丘小学校PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会委員	佐藤 りん	京田辺市立培良中学校PTA会長
京田辺市立小・中学校長	片山 義弘	京田辺市立田辺小学校校長
京田辺市立小・中学校長	森本 克美	京田辺市立大住中学校校長
京田辺市立小・中学校教頭	鐘築 栄滋	京田辺市立普賢寺小学校教頭
京田辺市立小・中学校教頭	鳴海 真平	京田辺市立培良中学校教頭
京田辺市民生児童委員協議会委員	島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会副会長
公募による者	浦田 ヒロ子	
公募による者	浅山 貴宏	
教育委員会が適当と認める者	岩井 秀世	公認心理師

参考資料

京田辺市学校教育審議会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
沖田 行司	学識経験を有する者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	再任	前会長
河村 豊和	学識経験を有する者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	再任	前副会長
村山 久昭	地域を代表する者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
奥出 芽申	京田辺市PTA連絡協議会委員	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
佐藤 りん	京田辺市PTA連絡協議会委員	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
片山 義弘	京田辺市立小・中学校長	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
森本 克美	京田辺市立小・中学校長	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
鐘築 栄滋	京田辺市立小・中学校教頭	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
鳴海 真平	京田辺市立小・中学校教頭	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会委員	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
浦田 ヒロ子	公募による者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
浅山 貴宏	公募による者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	新任	
岩井 秀世	教育委員会が必要と認める者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱	再任	

議案第40号

京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例（平成26年京田辺市条例第23号）第3条の規定により、別紙の者を京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年6月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、委員会の開催周期を見直したことに伴い、現委員の辞職を承認し、新たな任期による委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
教育に関する学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学 元教授
弁護士	加福 雅和	加福法律事務所 弁護士
臨床心理士	岩井 秀世	臨床心理士
福祉・人権に関する有識者	佐々木 進	京都府宇治児童相談所 所長
福祉・人権に関する有識者	岡田 真澄	主任児童委員
教育委員会が必要と認める者	上原 未央	京田辺市PTA連絡協議会 副会長
教育委員会が必要と認める者	柳澤 彰紀	京田辺市立大住中学校 元校長
教育委員会が必要と認める者	辻村 登喜男	京田辺市立薪小学校 校長

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
教育に関する学識経験を有する者	河村 豊和	京都教育大学 元教授
弁護士	加福 雅和	加福法律事務所 弁護士
公認心理師又は臨床心理士	岩井 秀世	公認心理師
福祉・人権に関する有識者	迫間 勝樹	京都府宇治児童相談所 所長
福祉・人権に関する有識者	岡田 真澄	主任児童委員
教育委員会が必要と認める者	大西 智子	京田辺市PTA連絡協議会 副会長
教育委員会が必要と認める者	森本 克美	京田辺市立大住中学校 校長
教育委員会が必要と認める者	佐々木 みゆき	京田辺市立普賢寺小学校 校長

参考資料

京田辺市いじめ防止対策推進委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
河村 豊和	教育に関する学識経験を有する者	R5.7.1～ R7.6.30	委嘱	再任	前委員長
加福 雅和	弁護士	R5.7.1～ R7.6.30	委嘱	再任	前副委員長
岩井 秀世	公認心理師又は臨床心理士	R5.7.1～ R7.6.30	委嘱	再任	
迫間 勝樹	福祉・人権に関する有識者	R5.7.1～ R7.6.30	委嘱	新任	
岡田 真澄	福祉・人権に関する有識者	R5.7.1～ R7.6.30	委嘱	再任	
大西 智子	教育委員会が必要と認める者	R5.7.1～ R7.6.30	委嘱	新任	
森本 克美	教育委員会が必要と認める者	R5.7.1～ R7.6.30	委嘱	新任	
佐々木 みゆき	教育委員会が必要と認める者	R5.7.1～ R7.6.30	委嘱	新任	

参考資料

今後のいじめ防止対策推進委員会の開催サイクルについて

1 いじめ防止対策推進委員会

京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例	
設置・所掌事項	(設置) 第1条 京田辺市立小学校及び中学校におけるいじめ防止及び対処のため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
	(所掌事項) 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 京田辺市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地からの審議を行うこと。 (2) 児童等のいじめに関する通報又は相談を受けた場合、必要に応じ調査を行うとともに、問題の解決を図るための協議を行うこと。 (3) いじめによる重大事態が発生した場合、法第28条第1項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

2 年間スケジュール

4月	委員の推薦等
5月	
6月	令和n年度京都府いじめ調査(1回目)等実施
7月	※新たな委員の任期
8月	
9月	9月10日～9月16日の1週間は「自殺予防週間」 令和n年度京都府いじめ調査(1回目)結果の公表 令和n年度第1回委員会の開催 (いじめ調査結果(1回目)に係る協議、学校のいじめ防止基本方針等の確認)
10月	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の公表
11月	令和n年度京都府いじめ調査(2回目)等実施
12月	
1月	
2月	令和n年度京都府いじめ調査(2回目)結果の公表
3月	令和n年度第2回委員会の開催 (いじめ調査結果(2回目)、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果に係る協議) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

※ 上記年間スケジュールは、条例第2条（所掌事項）のうち（1）の定期開催サイクルを示し、同条の（2）（3）は必要に応じて開催する。

○京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例

平成26年9月30日

条例第23号

(設置)

第1条 京田辺市立小学校及び中学校におけるいじめ防止及び対処のため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 京田辺市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地からの審議を行うこと。
- (2) 児童等のいじめに関する通報又は相談を受けた場合、必要に応じ調査を行うとともに、問題の解決を図るための協議を行うこと。
- (3) いじめによる重大事態が発生した場合、法第28条第1項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員9名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○京田辺市いじめ防止対策推進委員会規則

平成26年11月14日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例（平成26年京田辺市条例第23号）第6条の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士
- (2) 教育に関する学識経験を有する者
- (3) 臨床心理士
- (4) 福祉・人権に関する有識者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による重大事態に係る調査を行う場合において、当該重大事態に係る委員は、その議事に参与することができない。

5 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第41号

京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、別紙の者を京田辺市生涯学習推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和5年6月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市生涯学習推進協議会委員の任期が令和5年5月31日付で満了となるため、別紙の者を新たに委員に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和5年6月21日から2年。

別紙

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
市議会議員	有田 幸平	文教福祉常任委員会
地域を代表する者	村山 久昭	京田辺市区・自治会長連絡協議会

参考資料

京田辺市生涯学習推進協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
有田 幸平	市議会議員	R5. 6. 21 ～R7. 6. 20	委嘱	新任	文教福祉常任 委員会委員
村山 久昭	地域を代表する 者	R5. 6. 21 ～R7. 6. 20	委嘱	新任	京田辺市区・ 自治会長連絡 協議会委員
柳田 昌彦	各種審議会を代 表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	健康づくり推 進協議会
細田 貴子	各種審議会を代 表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	新任	スポーツ推進 委員
香村 和雄	各種関係団体を 代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	身体障害者協 会
香村 毅	各種関係団体を 代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	老人クラブ連 合会
溝渕久美子	各種関係団体を 代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	民生児童委員 協議会
北尾 高亨	各種関係団体を 代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	京田辺市社会 福祉協議会
林田 仁美	各種関係団体を 代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	新任	京田辺市商工 会
家村 隆宏	各教育関係機関 を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	新任	小・中学校校 長会
朝田 邦裕	各教育関係機関 を代表する者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	新任	同志社大学
國生 壽	学識経験のある 者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	学識経験者 前会長
吉村 尊成	その他教育委員 会が適当と認め る者	R5. 6. 1 ～R7. 5. 31	委嘱	再任	市民委員
木下 静子	その他教育委員 会が適当と認め る者	R4. 12. 21 ～R6. 12. 20	委嘱		

○京田辺市附属機関設置条例（抄）

平成26年3月28日

条例第1号

改正 平成29年6月28日条例第15号

平成30年3月28日条例第4号

平成31年3月27日条例第1号

令和4年3月31日条例第12号

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）（抄）

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項を協議すること。 （1）生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。 （2）地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。 （3）その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員会	次に掲げる事項 （1）就学相談に必要な検査及び調査に関すること。 （2）教育相談に関すること。	50人以内	2年

	<p>(3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。</p> <p>(5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>		
--	---	--	--

○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成26年4月1日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。